

LP協会保安第23～49号
平成23年10月21日

都道府県協会 御中
企業会員 御中

(社)エルピーガス協会

エアゾール製品の適正な保管について
(お願い)

消防庁より日本LPガス団体協議会を通じ別添のとおり周知依頼がありました。

本件は、エアゾール製品を大量に保管していた倉庫での火災の調査結果を踏まえ、エアゾール製品の薬剤が危険物に該当する場合は消防法等を順守すべきこと、並びに、エアゾール製品の噴射剤にはLPガスが使用されているものがあり、そのLPガスの保管量、また、LPガスのカセットボンベの保管量が300kg以上となる場合には消防機関への届出が必要であることから発出されたものです。

つきましては、都道府県協会におかれては、会員に対し、また、企業会員におかれては関係者に対し、周知徹底方よろしくお願いいたします。

以上
発信手段：メール
保安部：瀬谷

別 添



消防危第 217 号
平成 23 年 10 月 7 日

社団法人日本倉庫協会会長
社団法人日本エアゾール協会会長
日本 LP ガス団体協議会会長
社団法人日本ガス石油機器工業会会長
社団法人全日本トラック協会会長

殿

消防庁危険物保安室長



エアゾール製品の適正な保管について

先般、神奈川県川崎市において、エアゾール製品を大量（約 19 万 8 千本）に保管していた倉庫で火災が発生し、鎮火までに長時間を要しました。

調査の結果、保管されていたエアゾール製品の内容物は危険物第四類第一石油類に該当し、指定数量を大幅に超えて保管されていたにもかかわらず、消防法第 10 条に基づく仮貯蔵の承認及び第 11 条に基づく許可を受けていなかったこと、また、当該エアゾール製品は、噴射剤として使用されている液化石油ガスの総量が消防法第 9 条の 3 に規定する数量以上であったにもかかわらず、消防機関に届出がなされていなかったことが判明しました。

また、これらの消防法違反の要因として、関係者の消防法令に関する認識不足等が考えられます。

つきましては、貴団体会員に対し、下記事項について周知徹底をお願いします。

記

1 危険物に関すること

- (1) エアゾール製品の薬剤には、危険物に該当するものがあること。
- (2) エアゾール製品の薬剤が危険物に該当する場合、消防法等の関係規定を順守すべきこと。

2 消防法第 9 条の 3 に関すること

- (1) エアゾール製品の噴射剤には、液化石油ガスを使用しているものがあること。
- (2) エアゾール製品のうち、保管する液化石油ガスの量が合計で 300 kg 以上になる場合には消防機関への届出が必要であること。
- (3) 液化石油ガスを充填したカセットボンベについても、保管する液化石油ガスの量が合計で 300 kg 以上になる場合には、消防機関への届出が必要であること。

(連絡先)

消防庁危険物保安室

担当：中本 玉越

電話 03-5253-7524

FAX 03-5253-7534